

令和5年(国)第123号

令和6年10月31日

主文

本件再審査請求を棄却する。

事実

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、後記第2の2記載の原処分を取り消し、請求人の20歳到達日を受給権発生日月とする障害基礎年金の支給を求めるということである。

第2 事案の概要(本件再審査請求に至る経緯)

本件記録によると、請求人が本件再審査請求をするに至る経緯として、次の各事実が認められる。

1 請求人は、左下肢弛緩性麻痺(ポリオ)(以下「本件傷病」という。)により障害の状態にあるとして、令和〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、障害認定日(本件においては20歳到達日)による請求として、障害基礎年金の裁定を請求した(この請求については、後記「理由」欄第2の1及び2の記載の旧法に基づく障害福祉年金の裁定請求をしているものとみることができる。)

2 厚生労働大臣は、令和〇年〇月〇日付けで、請求人に対し、本件傷病について、提出された診断書では、20歳に達した日(昭和〇年〇月〇日)現在の障害の状態を認定することができないとの理由により、上記1の請求を却下する旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

3 請求人は、原処分を不服とし、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 当事者等の主張の要旨

(略)

理由

第1 問題点

1 昭和61年3月31日において、国民

年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「昭和60年改正法」という。)による改正前の国民年金法(以下「旧法」という。)に規定する障害福祉年金の受給権を有し、同年4月1日において国年令別表に掲げる程度の障害の状態にある者に対しては、同日に障害基礎年金の受給権を取得するものとされ、同月分から同年金が生じることとされている(昭和60年改正法附則第25条)。なお、旧法第102条第1項の規定によると、同法上の年金給付を受ける権利は、その支給事由が生じた日から5年を経過したときは時効によって消滅するとされているが、保険者は、年金給付について永久に裁定を請求することができなくなるのは酷であるとして、この規定を適用しない(時効の利益の放棄)こととし、一般的に、上記の5年を経過した後も裁定の請求を行うことを認めるのを例としてきていることは、当審査会に顕著な事実である。

2 旧法の規定によると、20歳前に初診日がある傷病による障害を支給事由とする障害福祉年金は、20歳に達した日又は20歳に達した日後の障害認定日において旧法別表に掲げる程度の障害の状態にある場合には、それぞれ20歳に達した日又は障害認定日に、受給権を取得するものとされている(旧法第57条第1項等)。

3 本件の場合、請求人が20歳に達した日は昭和〇年〇月〇日であり、請求人の本件傷病にかかる初診日が20歳に達する前の昭和〇年〇月〇日であること、したがって、障害認定日は請求人が20歳に達した昭和〇年〇月〇日となることについては、当事者間に争いがないと認められるところ、請求人は、保険者が障害に認定日における本件傷病による障害の状態を認定することができないとした原処分を不服としているのであるから、本件の問題点は、提出された診断書により、障害認定日における請求人の本件傷病による障害の状態(以下「本件障害の状態」

という。)を認定することができないかどうかである。

第2 当審査会の判断

- 1 障害等級2級の障害福祉年金が支給される障害の状態については、旧法別表に定められているところ、旧法上の障害の程度を認定するためのより具体的な基準として、社会保険庁により発出された「国民年金障害等級認定基準」(以下「障害認定基準」という。)が定められ、昭和60年改正法の施行後もなお従前の例によることとされている本件のような障害給付に係る障害の認定においては、効力を有するものとされているが、障害の認定及び給付の公平を期するための尺度として、当審査会もこの障害認定基準に依拠するのが相当であると考えられるものである。

障害認定基準の「第1 一般的事項」の「4 予測認定等」の(2)によれば、障害の程度については、「第2 個別基準」に基づき認定するものであるが、切断等の場合を除いて認定の困難な事例もあるので、必要に応じ、照会・再診断・実地調査等を行って必要な資料を集め、適正に認定するものとするとして、障害福祉年金の障害認定に当たっては、その障害の状態がいかなるもので、それが旧法別表の定める程度に該当するか否かは、受給権の発生・内容にかかわる重大なことであるから、その認定は客観的かつ公正・公平に行われなければならないことはいうまでもないところであるので、それは、障害の状態・程度を認定すべきものとされている時期において、直接その診察に関与した医師(歯科医師を含む。以下、同じ。)又は医療機関が作成した診断書、若しくは、医師ないし医療機関が、診察が行われたときに作成された診療録等の客観性のあるいわゆる医証の記載に基づいて作成した診断書、又は、これらに準ずるものと認めることができるような証明力の高い資料によって行われなければならないものと解するのが相当である。

そして、当審査会に顕著な事実によれ

ば、保険者は、一般的に、初診日が20歳前にある傷病に係る20歳到達日による請求(ただし、当該請求人がその初診日から1年6月経過後に20歳に達した場合)については、20歳到達日前後3月以内の現症が記載されている診断書の提出を求めることとして、障害の程度の認定を行うべき日における障害の状態は、上記の期間内の現症日における障害の状態によって認定を行うものとする旨の取扱いをしており、当審査会も、基本的にはこれを相当としてきているところである。

2 (略)

3 (略)

- 4 本件診断書によれば、請求人は、昭和○年○月○日以降、本件傷病の診療を受けるため、本件診断書作成の医療機関に継続して受診していることが認められるが、本件診断書の「関節可動域及び筋力」欄、「日常生活における動作の障害の程度」欄には、いずれも不明との記載がされている。そうすると、本件診断書からは、請求人が20歳到達日前後3月以内の現症日における本件傷病の障害の状態のうち、関節可動域、筋力及び日常生活における動作の状態を確認することができないのであり、その他、これらを客観的に確認し得る資料は提出されていないのであるから、本件障害の状態を認定することは困難である。

なお、請求人は、再審査請求において、審査請求時に提出した前記A医師作成の平成○年○月○日付け身体障害者診断書・意見書(肢体不自由障害用)によれば、本件障害の状態を認定することができる旨主張する。しかし、同診断書に記された肢体不自由の状況及び所見並びに関節可動域(ROM)と筋力テスト(MMT)の結果については、請求人の20歳到達日(昭和○年○月○日)から約34年が経過した上記作成日(平成○年○月○日)頃のものであると認められるのであり、このように離れた時点の現症を記した同診断書により、本件障害の状態を

確認することはできない。

- 5 したがって、本件については、本件障害の状態を認定することのできる的確な資料が存しないというほかはないから、原処分は妥当であって、これを取り消すことはできない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。